

国立大学法人東京農工大学情報公開規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(開示請求の受付)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>情報公開・個人情報保護室及び開示請求等の取扱いについて必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(開示の実施)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人文書の開示は、原則として情報公開・個人情報保護室において実施するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第12条 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。</p>	<p>本則</p> <p>(開示請求の受付)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人文書の開示は、原則として情報公開・個人情報保護室において実施するものとする。<u>ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により情報公開・個人情報保護室まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p>	

附 則(規程第26号)

この規程は、平成28年7月4日から施行する。